

## 議案第2号

### 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和8年1月27日提出

東広島市教育委員会  
教育長 市場一也

#### 1 提案理由

児童青少年センターの休館日及び東広島市第2児童青少年センターの開館時間を変更するため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第　　号

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。

令和8年　　月　　日

東広島市教育委員会  
教育長　　市　場　一　也

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正  
する規則

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則（平成13年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午後9時まで」を「午後8時まで」に改める。

第3条中「月曜日」を「第2児童青少年センターにあたっては、土曜日と日曜日」に改め、「（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「祝日法に規定する休日」という。）に当たるときは、その直後の祝日法に規定する休日でない日。以下この号において同じ。）」及び「東広島市第2児童青少年センターにあつては日曜日及び月曜日」を削る。

附　則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則（平成13年教育委員会規則第3号）新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条（略） (開館時間) 第2条 児童青少年センターの開館時間は、東広島市児童青少年センターにあっては午前10時30分から午後8時までとし、東広島市第2児童青少年センターにあっては午後3時から <u>午後8時まで</u> とする。ただし、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。 (休館日) 第3条 児童青少年センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 (1) <u>東広島市第2児童青少年センターにあっては、土曜日と日曜日</u>	(趣旨) 第1条（略） (開館時間) 第2条 児童青少年センターの開館時間は、東広島市児童青少年センターにあっては午前10時30分から午後8時までとし、東広島市第2児童青少年センターにあっては午後3時から <u>午後9時まで</u> とする。ただし、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。 (休館日) 第3条 児童青少年センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 (1) <u>月曜日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「祝日法に規定する休日」という。）に当たるときは、その直後の祝日法に規定する休日でない日。以下この号において同じ。）（東広島市第2児童青少年センターにあっては、日曜日及び月曜日）</u>
(2) 祝日法に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。) (使用の許可) 第4条（略） 2 (略) 3 (略)	(2) 祝日法に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。) (使用の許可) 第4条（略） 2 (略) 3 (略)

## 児童青少年センターの開館日・開館時間の見直しについて

利用者数の状況及びニーズを踏まえ、下記のとおり開館日・開館時間を変更する。

### 1 児童青少年センター 施設概要

児童青少年センター (以下、「西条センター」 という。)	所 在 地：東広島市西条西本町28番6号 サンスクエア東広島1階 延床面積：287 m <sup>2</sup> 年間利用者数：37,903人（R6）
第2児童青少年センター (以下、「高屋センター」 という。)	所 在 地：東広島市高屋町杵原1334番地2 高屋出張所内 延床面積：64 m <sup>2</sup> 年間利用者数：2,017人（R6）

### 2 変更点

	変更後（R8.4～）	現行
西条センター	開館日：月～日曜日（週7日） 休館日：祝日 開館時間：10：30～20：00	開館日：火～日曜日（週6日） 休館日：月曜日・祝日 開館時間：10：30～20：00
高屋センター	開館日：月～金曜日（週5日） 休館日：土・日曜日・祝日 開館時間：15：00～20：00	開館日：火～土曜日（週5日） 休館日：日・月曜日・祝日 開館時間：15：00～21：00

### 3 変更理由

- ・利用者アンケートで西条センター・高屋センターとともに月曜開館のニーズが高かったため。
- ・利用実態として、高屋センターは土曜日より平日の方が2倍程度利用者が多く、利用の多い時間帯は19時で、閉館時間の21時までの利用は少ない（0～1人程度）ため。一方、西条センターは平日・土日ともに利用者数が多い。